

## 平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分（案）について（まさば及びごまさば）

平成 30 年 12 月  
水 産 庁

まさば及びごまさばの平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分について、農林水産大臣が定める数量を以下のとおりとする。

## 【太平洋系群】 (単位：トン)

	宮崎県
配分量 (農林水産大臣が定める数量)	8,000
基本計画に定める数量に、配分量を加えて得た数量	18,000
留保枠の残枠	52,300

## 【対馬暖流系群】 (単位：トン)

	長崎県
配分量 (農林水産大臣が定める数量)	8,000
基本計画に定める数量に、配分量を加えて得た数量	31,000
留保枠の残枠	12,900

## 1 背景

(1) 宮崎県では、7月から9月にかけて近年にない良好な漁場形成が見られたことから、11月時点で過去5カ年の同時期平均を5,000トン以上上回る水揚げがされており、消化率は、11月時点で同県に定められた数量(10,000トン)の約7割に達している。

なお、宮崎県では、関係団体に対して、月ごとに漁獲量の累積状況等を通知し、超過することがないように指導に当たっている。

(2) 長崎県においても、7月以降11月末まで近年にない良好な漁場形成が見られたことから、過去5カ年の同時期平均を10,000トン以上上回る水揚げがされており、消化率は、11月末時点で同県に定められた数量(23,000トン)の約8割に達している。

なお、長崎県では、関係する団体等に対して、漁獲量が8割に達した時点で報告頻度を増やし、漁獲量の抑制を指導するルールを導入している。

## 2 配分量算出の考え方

年間漁獲予測量（下記(1)～(3)の合計値）と宮崎県に定められた数量（10,000トン）、長崎県に定められた数量（23,000トン）との差とする。

(1) 7月～11月：実測値

(2) 12月～翌年3月：過去5漁期年（平成25～29年）の漁獲実績のうち上位3漁期年の平均

(3) 4月～6月：過去5漁期年（平成25～29年）の漁獲実績の5中3平均

（以上）

## 平成30年漁期TAC(まさば及びごまさば)の配分について

1. TACの1割を留保枠とし、当初配分は9割とする。漁獲可能量(TAC)の配分シェアの見直しについて(第84回水産政策審議会資源管理分科会資料5)」に従い、過去3カ年(平成26年から平成28年)の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分する。
2. 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保枠から配分する。ただし、再評価前にすべての留保枠を放出することはしない(少なくとも留保枠の2割程度は残す)。なお、資源量が少ない系群(マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群)を漁獲している都道府県への再配分量の総計は、留保枠に占める当該系群相当量<sup>注</sup>(20,900トン)以内とする。この場合においても再評価前は少なくとも2割程度残す。

注：留保枠にABC全体に占める当該ABCの割合を乗じて算出